第十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「納期日までに」を「同項の期限までに」に、「納期日の」を「当該期限の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

第十六条第三項中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改める。

（原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則の一部改正）

第十五条　原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十五号」を「第五十一条第一項第十三号」に改める。

第十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「納期日までに」を「同項の期限までに」に、「納期日の」を「当該期限の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

第十六条第三項中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改める。

（核燃料サイクル交付金交付規則の一部改正）

第十六条　核燃料サイクル交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十五号」を「第五十一条第一項第十三号」に改める。

第十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「納期日までに」を「同項の期限までに」に、「納期日の」を「当該期限の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

第十五条第三項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。

附　則

この告示は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○経済産業省告示第二百一号

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）第一条第二項第四号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）第一条第二項第四号に規定する別に告示する主要原子力発電工作物を構成する設備（以下「主設備」という。）を次のように定め、平成二十四年九月十九日から施行する。

主要原子力発電工作物	主設備
原子炉本体	原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号。以下「原子力保安省令」という。）別表第二の一の（一）の1の中欄に掲げるもの
原子炉冷却材系統設備	原子力保安省令別表第二の一の（一）の2の中欄に掲げるもの
計測制御系統設備	原子力保安省令別表第二の一の（一）の3の中欄に掲げるもの
燃料設備	原子力保安省令別表第二の一の（一）の4の中欄に掲げるもの
放射線管理設備	原子力保安省令別表第二の一の（一）の5の中欄に掲げるもの
廃棄設備	原子力保安省令別表第二の一の（一）の6の中欄に掲げるもの
原子炉格納施設	原子力保安省令別表第二の一の（一）の7の中欄に掲げるもの
排気筒	原子力保安省令別表第二の一の（一）の8の中欄に掲げるもの
蒸気タービン	原子力保安省令別表第二の一の（一）の9の中欄に掲げるもの
補助ボイラー	原子力保安省令別表第二の一の（一）の10の中欄に掲げるもの
補助ボイラーに属する燃料設備	原子力保安省令別表第二の一の（一）の11の中欄に掲げるもの
補助ボイラーに属するばい煙処理設備	原子力保安省令別表第二の一の（一）の12の中欄に掲げるもの
発電機	電気関係報告規則第一条第二項第四号に規定する別に告示する主要電気工作物を構成する設備を定める件（平成十六年経済産業省告示第六十六号。以下「主要電気工作物告示」という。）第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの（揚水式発電用の発電電動機を除く。）
変圧器	主要電気工作物告示第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
遮断器	主要電気工作物告示第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

○経済産業省告示第二百二号

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）第四条の表第十八号及び第二十一号の届出を要する場合の欄の規定に基づき、別に告示する電気工作物を次のように定め、平成二十四年九月十九日から施行する。

平成二十四年九月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表第十八号及び第二十一号の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物は、次に掲げる電気工作物とする。

一　変圧器
二　計器用変成器
三　放電コイル
四　開閉器
五　遮断器
六　中性点抵抗器
七　避雷器
八　ＯＦケーブル

○経済産業省告示第二百三号

原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）第五十三条第一項の規定に基づき、原子力発電工作物の保安に関する省令第五十三条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示を次のように定め、平成二十四年九月十九日から適用する。

なお、電気事業法施行規則第九十一条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示（平成二十年経済産業省告示第二百七十八号）は、平成二十四年九月十九日限り、廃止する。

平成二十四年九月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男